葉山町学校給食用物資納入業者処分要領

(目的)

第1条 この要領は、学校給食用物資(以下「給食用物資」という。)の衛生管理の徹底、 品質の確保、発注及び納入に関して、給食用物資納入業者(以下「納入業者」という。) が、不良品を納入し、又は納入食材により健康被害が発生することにより学校給食に支障 が生じる又は生じさせる恐れがある場合及び納入業者が物資納入時に事故等を発生させ た場合の処分を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この要領において、不良品とは、納入予定若しくは納入された給食用物資又は配送 等の取り扱いが、別表第1に該当するものとする。
- 2 この要領において、健康被害とは、食品又は容器包装に含まれた、若しくは付着した微生物、化学物質、自然毒等を摂取することによって起こる衛生上の危害、及び特定原材料が含まれているにも関わらず表記がされていない食品を摂取することによって起こる有害な症状をいう。
- 3 この要領において、事故等とは、葉山町(以下「町」という。)との契約の履行にあた り発生した事故等で、次に掲げるものとする。
- (1) 人身事故
 - ア 死亡事故 当該事故が原因で事故の発生によりに死亡者が出た場合
 - イ 重篤事故 治療期間が3か月以上若しくは後遺障害が残る場合又は道路交通法上、 一度の事故で免許取消しとなる人身事故
 - ウ 軽傷事故 治療期間が3か月未満の人身事故
- (2) 物損事故
 - ア 道路交通法上、違反点数が課せられる物損事故(建造物損壊事故)
 - イ 調理場及び学校敷地内で発生した物損事故
- (3) 重大な道路法規違反
 - 飲酒運転、酒気帯び運転及び一度の違反で免許取消しとなる違反(累積による取消を除く)
- (4) 町が貸与した物品を亡失した場合

(報告)

第3条 納入業者は、不良品、健康被害、事故等が発生した場合は、直ちに町へ報告すると ともに、その指示に従うものとする。 (不良品、健康被害等の調査)

- 第4条 第2条第1項に定める不良品等及び同条第2項に定める健康被害が発生した場合は、町はその原因の調査を納入業者に指示するとともに、納入業者は速やかに調査を実施するものとする。
- 2 町は、前項に規定する調査にあたり、必要に応じて関係行政機関等に情報提供を行うことができる。

(顛末書の提出)

第5条 不良品、健康被害、事故等が発生した場合、町は、納入業者に顛末書の提出を求めることができる。

(処分)

- 第6条 不良品、健康被害、事故等に関する処分内容は次の各号のとおりとし、内訳については別表第2のとおりとする。
- (1) 文書厳重注意
- (2) 葉山町学校給食用物資見積合わせ参加資格一時停止
- (3) 名簿登録抹消

(損害賠償)

第7条 納入業者が、その物資を納入しなかったため、又は不良品を納入したために生じた 給食についての損害、事故については、その業者において賠償しなければならない。

(名簿登録抹消)

第8条 葉山町学校給食用物資納入業者登録名簿登録者の登録抹消日は、処分を決定した 日とし、当該事業者はその日から2年間は登録申請できないものとすることができる。

(葉山町学校給食用物資見積合わせ参加資格一時停止)

第9条 葉山町学校給食用物資見積合わせ参加資格の一時停止は、不良品、健康被害、事故 等について、処分を決定した日以降の見積合わせ参加資格を停止することができる。見積 合わせ参加資格停止については別表第2に基づいて決定を行う。

(処分の加重、軽減、免除)

第10条 不良品、健康被害、事故等の内容が、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、著しく社会的影響の大きい場合、並びに過去1年間に同様の不良品、健康被害、事故等の取り扱いをし、改善が認められない場合は、処分を加重することができる。

- 2 第3条による不良品、健康被害、事故等の報告が、当日の業務時間内までになかった場合は、処分を加重することができる。
- 3 不良品、健康被害、事故等の内容が、不可抗力その他本人の責によらないと町が認めた場合は、処分を免除又は軽減することができる。

附則

この要領は令和4年2月15日から施行する。

別表第1<不良品の定義>

違反項目	内容		
・食品衛生法 ・ J A S 法	食中毒を発生させた場合		
	事前のアレルギー報告(特定原材料の使用又は特定原材料のコンタ		
	ミネーションの報告)を怠った物資を原因として、健康被害を発生		
	させた場合		
	有害・有毒物に汚染されたもの		
	アレルギー報告を怠った特定原材料から、公定法(平成 26 年 3 月		
	26 日消食表第 36 号「アレルギー物質を含む食品の検査について」)		
	により陽性と判断された場合		
	特定原材料又は特定原材料に準ずるものを使用したにもかかわら		
	ず報告がされていなかった場合		
	食中毒菌等の病原菌に汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を		
	損なうおそれがあるもの		
	禁止されている食品添加物等の使用		
	異物混入		
	腐敗、変質、異味異臭、傷み、変形、温度管理の不良、鮮度不良		
	その他、食品衛生法・JAS法・計量法に違反するもの		
・葉山町学校給食 用物資納入業者登 録要綱(取扱食材 区分ごとの「物資 規格」)	品質不良、サイズ、産地、銘柄の不適合		
	見本提示品と比較して明らかに品質、形状が劣るもの		
	著しい数量不足		
	配送規格(配送時間、配送車両及び容器、配送時の温度管理・衛生		
	管理等) 違反		
	虚偽報告		

JAS 法:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

別表第2<処分内容及び処分理由>

処分内容		処分理由
文書厳重注意 ※1	1	契約の数量又は目方より少なく納入したとき
	2	契約上の期限を守らなかったとき
	3	あらかじめの見本品及び見積提示品と相違する物資を納入し
		たとき
	4	理由なく定時配送を行わなかったとき
文書厳重注意 ※ 2	1	名簿登録内容に虚偽のあることが判明したとき
	2	明らかに不良品と判断できる物資を納入したとき
	3	必要な検査や報告を行わなかったとき
これらの事実がなく なるまでの期間の見 積合わせ資格一時停 止	1	事業者(従業員)及びその家族に伝染病又は学校給食用物資
		を扱うことに不適と判断できる疾病にかかったとき
	2	営業状態が悪化したと考えられるとき
	3	見積合わせ参加資格一時停止期間を経過してもなお当該見積
		合わせ参加資格一時停止事由が解消しないとき
文書厳重注意及びこ れらの事実がなくな るまでの期間の見積 合わせ資格一時停止	1	食材の仕入れから、製造、店舗、保管倉庫、配送その他営業上
		の施設及び設備において食品の安全と衛生管理が徹底されて
		いないと判断されるに至ったとき
	2	その行為が特に悪質であると町が判断したとき
	3	登録要件を満たさなくなったとき
2 年間の名簿登録抹		町の学校給食納入業者として適格性を有しないと町が判断し
消		たとき

なお、「文書厳重注意(%1)」を受けた日から1 年以内に「文書厳重注意(%1)」を受けた場合は、1 か月の見積合わせ資格一時停止とし、「文書厳重注意(%2)」を受けた場合は3 か月の見積合わせ資格一時停止とする。

また、「文書厳重注意(※2)」を受けた日から1年以内に「文書厳重注意(※1)」を受けた場合は3か月の見積合わせ資格一時停止とする。